



平成 27 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 進 和  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 根 本 哲 夫  
(コード番号 7607 東証第一部・名証第一部)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 後 藤 博 介  
管 理 本 部 長  
TEL (052) 796-2533

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 11 月 19 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

社外取締役及び社外監査役として適切な人材の招聘を容易とし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の定めに基づき、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するものです。

また、以上の変更に伴い、条項の繰り下げを行うものです。

なお、社外取締役の責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 11 月 19 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 11 月 19 日 (木)

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第 29 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第 29 条～第 35 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 30 条～第 36 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第 37 条</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第 36 条～第 39 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 38 条～第 41 条</u> (現行どおり)</p>